

平成22年3月10日（水）開催

行財政改革・道州制等特別委員会会議順序

開議時刻 午前10時
会議室 第一特別委員会室

○ 開 会

○ 付託事件

1 行財政改革に関する調査

(1) 行財政改革の取組状況について

(2) 公の施設の見直しについて

(3) 審議会等の設置及び運営等について

(4) 新たな行政評価制度の基本的な考え方について

○ 次回の委員会

○ 閉 会

行財政改革・道州制等特別委員会資料

○ 行財政改革に関する調査

- ・ 行財政改革の取組状況について・・・・・・・・・・ P 1
- ・ 公の施設の見直しについて・・・・・・・・・・ P 5
- ・ 審議会等の設置及び運営等について・・・・・・・・ P 12
- ・ 新たな行政評価制度の基本的な考え方について・・・・ P 20

平成22年3月10日

総 務 部

行財政改革の取組状況について

岡山県行財政構造改革大綱2008に基づき行財政構造改革に取り組んでいるところであるが、本年度の取組状況は次のとおりである。

[具体的な取組内容]

取組項目	取組状況																								
(1) 職員数	<p>○定数等純減の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 門</th> <th style="text-align: center;">目 標 (～H25.4)</th> <th style="text-align: center;">H21年度取組</th> <th style="text-align: center;">累 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事部局等</td> <td style="text-align: center;">▲ 860人</td> <td style="text-align: center;">▲ 140人</td> <td style="text-align: center;">▲ 370人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td style="text-align: center;">▲ 335人</td> <td style="text-align: center;">▲ 57人</td> <td style="text-align: center;">▲ 300人</td> </tr> <tr> <td>警察本部※</td> <td style="text-align: center;">▲ 20人</td> <td style="text-align: center;">▲ 9人</td> <td style="text-align: center;">▲ 15人</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td style="text-align: center;">▲ 18人</td> <td style="text-align: center;">▲ 0人</td> <td style="text-align: center;">▲ 17人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">▲1,233人</td> <td style="text-align: center;">▲ 206人</td> <td style="text-align: center;">▲ 702人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※警察官、交通巡視員以外の職員</p>	部 門	目 標 (～H25.4)	H21年度取組	累 計	知事部局等	▲ 860人	▲ 140人	▲ 370人	教育委員会	▲ 335人	▲ 57人	▲ 300人	警察本部※	▲ 20人	▲ 9人	▲ 15人	企業局	▲ 18人	▲ 0人	▲ 17人	合 計	▲1,233人	▲ 206人	▲ 702人
部 門	目 標 (～H25.4)	H21年度取組	累 計																						
知事部局等	▲ 860人	▲ 140人	▲ 370人																						
教育委員会	▲ 335人	▲ 57人	▲ 300人																						
警察本部※	▲ 20人	▲ 9人	▲ 15人																						
企業局	▲ 18人	▲ 0人	▲ 17人																						
合 計	▲1,233人	▲ 206人	▲ 702人																						
(2) 組織	<p>○本庁組織の再編 (H22.4)</p> <p>新おかやま夢づくりプランを着実に推進するため再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事直轄の組織：危機時の機動的な対応や総括・調整機能を強化するため知事直轄の危機管理監を設置 ・総合政策局：政策の立案・推進機能を強化するため設置 ・県民生活部：地域づくりやくらしの安全安心等県民生活に関する施策を推進するため設置 ・環境文化部：環境保全と文化・スポーツ振興による潤い豊かな社会の実現を目指すため設置 <p>※課室数の削減 74課室 → 70課室</p> <p>○農林水産部関係試験研究機関の集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携の推進及び知的財産戦略への対応等の充実を図るため、6試験研究機関を統合し、「農林水産総合センター」を新設 																								
(3) 職員の意識改革と人事制度等	<p>○人材育成の取組 (H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治研修所研修体系の見直し <p>○人事評価制度 (H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度の試行を公益法人へ派遣している職員の一部に対し拡大 																								

取組項目	取組状況																						
(4) 事務事業	<p>○一般施策等の削減（一般財源ベース）</p> <table border="1" data-bbox="427 297 1284 398"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値（～H24.4）</th> <th>H22予算</th> <th>累計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20当初予算比</td> <td>▲107億円</td> <td>▲32億円</td> <td>▲98億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○運営費等の削減（一般財源ベース）</p> <table border="1" data-bbox="427 499 1284 640"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値（～H24.4）</th> <th>H22予算</th> <th>累計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費</td> <td>▲30億円</td> <td>▲2億円</td> <td>▲28億円</td> </tr> <tr> <td>公債費</td> <td>▲10億円</td> <td>▲2億円</td> <td>▲5億円</td> </tr> </tbody> </table>				目標値（～H24.4）	H22予算	累計額	H20当初予算比	▲107億円	▲32億円	▲98億円		目標値（～H24.4）	H22予算	累計額	運営費	▲30億円	▲2億円	▲28億円	公債費	▲10億円	▲2億円	▲5億円
	目標値（～H24.4）	H22予算	累計額																				
H20当初予算比	▲107億円	▲32億円	▲98億円																				
	目標値（～H24.4）	H22予算	累計額																				
運営費	▲30億円	▲2億円	▲28億円																				
公債費	▲10億円	▲2億円	▲5億円																				
(5) 公共事業	<p>○地方負担額の削減</p> <table border="1" data-bbox="427 768 1356 918"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値(H21, H22)</th> <th>H21予算</th> <th>H22予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度 当初予算比</td> <td>▲10%</td> <td>▲10.1%</td> <td>▲10.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(削減額▲34億円)</td> <td>(削減額▲30億円)</td> </tr> </tbody> </table>				目標値(H21, H22)	H21予算	H22予算	前年度 当初予算比	▲10%	▲10.1%	▲10.0%			(削減額▲34億円)	(削減額▲30億円)								
	目標値(H21, H22)	H21予算	H22予算																				
前年度 当初予算比	▲10%	▲10.1%	▲10.0%																				
		(削減額▲34億円)	(削減額▲30億円)																				
(6) 歳入確保	<p>○県税収入率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「滞納整理推進機構」を設置し、個人県民税の徴収強化（H21.4） ・滞納処分の迅速化等の対策強化 ・個人県民税の特別徴収の徹底 <p>○県有施設の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付金制度の導入（県庁舎の自動販売機（H21.7）、売店（H22.1）外） ・県有施設駐車場の有料化（H22.9導入予定） ・有料広告事業（県HP、県広報紙）の実施 ・ネーミングライツの導入（総合グラウンド陸上競技場） <p>○使用料等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県公舎使用料（H21.4）及び県有施設使用料の引き上げ（H22.9導入予定） <p>○県有資産の売却（H21）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の売り払い 見込額9.7億円（15件） <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数字選択式宝くじのATM販売の開始（H22.2～） 																						

取組項目	取組状況			
(7) 公の施設	○公の施設の見直し (金額：億円)			
	見直し目標	H20年度取組	H21年度取組	
	施設数	56	26	26
	効果額	9	8.4	
	21年度見直し施設 (26施設)			
	取組結果 (H22.4)			
閉じる施設	龍ノログリーンシャワー公園、二十一世紀の森、県立吉備路郷土館		3施設	
譲渡する施設	むかし下津井回船問屋、グリーンヒルズ津山、水島サロン、ファーマーズ・マーケットサウスヴィレッジ、ファーマーズ・マーケットノースヴィレッジ、津山婦人青年の家		6施設	
集約化する施設	〈相談機能を有する施設の集約化〉 消費生活センター、交通事故相談所、青少年総合相談センター、男女共同参画推進センター、福祉相談センター、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性相談所 ----- 〈農林関係試験研究機関の集約化〉 農業総合センター、生物科学総合研究所、総合畜産センター、水産試験場、林業試験場、木材加工技術センター		14施設	
縮小する施設	光量子科学研究所、工業技術センター		2施設	
抜本的な運営見直し施設	南部健康づくりセンター		1施設	
(8) 市町村への事務・権限移譲	○試験研究機関の外部評価 (H21)			
	・全試験研究機関 (9機関) について、試験研究評価に関する指針に基づき、外部委員による評価を実施			
(8) 市町村への事務・権限移譲	○「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画<改訂版>」(移譲計画)に基づき、新たに1パッケージ9事務について移譲を決定、その他2パッケージ10事務について移譲先市町村を拡大			
	(主な移譲事務) ・新規：社会福祉パッケージ 社会福祉法人の設立認可等・・・新見市へ移譲 ・拡大：福祉事務所パッケージ 生活保護の決定・実施等・・・新庄村へ移譲 建築審査パッケージ 建築等に係る確認・検査等・・・笠岡市へ移譲 ※これまでの移譲決定事務数：123事務			

取組項目	取組状況		
(9) 外郭団体	○外郭団体の見直し		
		取組方針 (～H24.4)	21年度末までの取組
	抜本的な見直し	5団体	チボリ・ジャパン(株) (H20.12解散) (財)岡山県開発公社 (H21.6解散) 岡山県住宅供給公社 (H22.3解散予定) (社)岡山県総合協力事業団 (派遣県職員の引き揚げ、委託業務の見直し)
	統合	2団体	岡山県スポーツ振興財団 (H21.4解散) (財)吉備高原保健福祉のむら事業団 (H21.3解散)
	あり方検討	10団体	(財)岡山総合展示場 (H21.3解散)
	自立化	2団体	(福)吉備の里 (H21.3県出資金引き揚げ) 岡山県農業信用基金協会 (代表者への県職員就任の中止)
	県関与の縮小	5団体	(財)岡山県福祉事業団 (人件費補助の中止) (財)岡山県健康づくり財団 (派遣県職員の引き揚げ、委託業務の縮小)
(10) 行政評価	○審議会の見直し		
	・「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の策定 (H22.3)		
(11) その他	○総務事務システムの整備 (H21)		
	・給与・福利厚生総務事務について、全庁的な集中処理を行う総務事務システムを整備し、平成22年度から運用を開始		

公の施設の見直しについて

公の施設については、行財政構造改革大綱2008に基づき、廃止・譲渡など56施設の見直しに取り組んでいるところであるが、今年度までの取組は次のとおりである。

また、引き続き存続としている84施設についても、経費節減等に努めているところであり、今後も効率的な管理運営に努めることとする。

記

見直しの状況

	現在までの状況			
	H20	H21	H22	計
閉じる施設	5	3	1	9
譲渡する施設	19	6	3	28
集約化する施設	1	14		15
縮小する施設	1	2		3
抜本的な運営見直し		1		1
計	26	26	4	56

※施設ごとの状況一覧は別紙1のとおり

〈参考〉

存続施設の状況（別紙2のとおり）

施設ごとの状況一覧

1. 20年度に見直しを行った施設(26施設)

(単位:千円)

※改修・撤去の経費欄は実施済みであれば実績額、その他は予算額を計上

施設名 (所管部局、所在地)	見直し方針	取組実績等	改修・撤去の経費	
			効果額	
〈1〉 鷺羽山ビジターセンター (生環、倉敷市)	H20年度末で施設を閉じて、H21年度に処分	倉敷市へ譲渡(改修中) ・22年3月末に譲渡予定。	4,054	改修 32,908
〈2〉 恩原自然展示館 (生環、鏡野町)	H20年度末で施設を閉じて、H21年度に処分	廃止し撤去	874	撤去 4,986
〈3〉 観光物産センター (産労、岡山市)	観光案内及び県産品の展示・販売機能の代替案を検討した上でH21年度中に施設を閉じる	廃止し撤去	56,992	撤去 22,157
〈4〉 中小企業労働相談所 (産労、岡山市)	H20年度末で施設を閉じる	廃止		
〈5〉 備北青年の家 (教育、新見市)	・本館は、H20年度末で閉じて、H21年度に処分 ・野外活動棟は、譲渡を含め、新見市と協議	廃止し撤去(一部譲渡)	16,130	撤去 56,109
〈6〉～〈15〉 美しい森(10箇所) (農林、倉敷市、高梁市、新見市、瀬戸内市、真庭市、美作市、和気町、里庄町、久米南町)	【高梁、新見、長船、勝山、和気、里庄、久米南】 ・所在市町へ譲渡 【倉敷、真備、東粟倉】 ・H20年度末で閉じて、H21年度に処分	東粟倉は廃止し撤去、その他は譲渡		撤去 27,238
〈16〉 看護研修センター (保福、岡山市)	H21年度に社団法人岡山県看護協会へ譲渡	社団法人岡山県看護協会へ譲渡	10,761	改修 11,464
〈17〉 県立玉島寮 (保福、倉敷市)	社会福祉法人自然の森へH21年度に譲渡	社会福祉法人自然の森へ譲渡	5,366	改修 40,383
〈18〉 県立身体障害者授産所 (保福、吉備中央町)	社会福祉法人吉備の里へH21年度に譲渡	社会福祉法人吉備の里へ譲渡	2,431	
〈19〉 県立知的障害者授産所 (保福、吉備中央町)	社会福祉法人吉備の里へH21年度に譲渡	社会福祉法人吉備の里へ譲渡	9,466	改修 14,229

施設名 (所管部局、所在地)	見直し方針	取組実績等	改修・撤去の経費	
			効果額	
〈20〉 県立吉備の里通勤寮 (保福、吉備中央町)	社会福祉法人吉備の里へH21年度に譲渡	社会福祉法人吉備の里へ譲渡	309	
〈21〉 県立おかやま福祉の郷 (保福、岡山市)	社会福祉法人旭川荘へH21年度に譲渡	社会福祉法人旭川荘へ譲渡	45,652	改修 9,638
〈22〉 技術振興研修センター (ニューサイエンス館) (産労、吉備中央町)	H20年度末で閉じることとし、公募により民間譲渡	廃止し譲渡を検討 ・公募が不調となったが、今後の取扱を検討中。	49,930	
〈23〉〈24〉 県立城下地下駐車場、 城下地下広場 (土木、岡山市)	H21年度に岡山市へ譲渡	岡山市へ譲渡		
〈25〉 県立記録資料館 (総務、岡山市)	資料の閲覧、普及啓発の機能の一部をH21年度に県立図書館へ集約化	集約化を実施	7,934	
〈26〉 セラミックスセンター (産労、備前市)	H21年度から研究部門を縮小	研究部門を縮小	44,800	

2. 21年度に見直しを行った施設(26施設)

施設名 (所管部局、所在地)	見直し方針	取組実績等	改修・撤去の経費	
			効果額	
〈1〉 むかし下津井回船問屋 (企振、倉敷市)	H21年度末までに閉じることとし、施設の活用策等を検討	倉敷市へ譲渡(改修済) ・22年4月に譲渡予定。	7,287	改修 9,063
〈2〉 グリーンヒルズ津山 (企振、津山市)	H21年度末までに閉じることとし、公園全体の活用策等を検討	津山市へ譲渡(改修予定) ・22年度に改修し、23年4月に譲渡予定。	6,957	改修 427,600
〈3〉 水島サロン (産労、倉敷市)	H21年度末までに閉じることとし、施設の活用策等を検討	倉敷市へ譲渡 ・22年4月に譲渡予定。	69,401	改修 495,000
〈4〉 龍ノ口グリーンシャワー公園 (農林、岡山市)	建物等の処分を国と協議し、H21年度末までに閉じる	廃止し一部撤去 ・廃止後の竜ノ口山国有林は、国・県・地元住民等との協働により利用予定。	12,280	撤去 12,525

施設名 (所管部局、所在地)	見直し方針	取組実績等	効果額	改修・撤去 の経費
〈5〉 ファーマーズ・マーケット サウスヴィレッジ (農林、岡山市)	H21年度末までに閉じることとし、公募により民間譲渡	岡山市へ譲渡(改修予定) ・22年度に改修し、譲渡予定。	76,744	改修 180,000
〈6〉 ファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ (農林、勝央町)	H21年度末までに閉じることとし、公募により民間譲渡	勝央町へ譲渡(改修中) ・22年度に譲渡予定。	79,738	改修 120,000
〈7〉 二十一世紀の森 (農林、吉備中央町)	独立行政法人国立青少年教育振興機構へ譲渡を協議しており、H21年度末までに閉じる	吉備中央町への譲渡について協議中 ・機構への譲渡協議が不調となったため、21年度末で廃止し、引き続き町と協議。	22,425	
〈8〉 津山婦人青年の家 (教育、津山市)	H21年度に必要な整備を行い、H22年度に津山市へ譲渡	津山市へ譲渡(改修済) ・22年4月に譲渡予定。	116	改修 31,378
〈9〉 県立吉備路郷土館 (教育、総社市)	H21年度末までに閉じることとし、施設の活用策等を検討し、H22年度に総社市へ譲渡	総社市への譲渡について協議中 ・21年度末で廃止し、引き続き市と協議。	15,625	
〈10〉 消費生活センター (生環、岡山市)	H22年度から相談機能を有する施設の集約化を実施	集約化を実施 ・21年度末までに青少年総合相談センターを県総合福祉・ボランティア・NPO会館(きらめきプラザ)に移す予定。		
〈11〉 交通事故相談所 (生環、岡山市)				
〈12〉 青少年総合相談センター (生環、岡山市)				
〈13〉 男女共同参画推進センター (生環、岡山市)				
〈14〉 福祉相談センター (保福、岡山市)				
〈15〉 身体障害者更生相談所 (保福、岡山市)				
〈16〉 知的障害者更生相談所 (保福、岡山市)				
〈17〉 女性相談所 (保福、岡山市)				

施設名 (所管部局、所在地)	見直し方針	取組実績等	効果額	改修・撤去 の経費
<18> 農業総合センター 農業試験場 (農林、赤磐市)	・総務部門などの統合により、H22年度から集約化を実施 ・研究費についてH21年度から削減	集約化を実施・研究費削減 ・22年4月から農林水産総合センターを設置。	24,646	
<19> 生物科学総合研究所 (農林、吉備中央町)			25,436	
<20> 総合畜産センター (農林、美咲町)			37,690	
<21> 水産試験場 (農林、瀬戸内市)			23,166	
<22> 林業試験場 (農林、勝央町)			9,678	
<23> 木材加工技術センター (農林、真庭市)			7,932	
<24> 量子科学研究所 (企振、岡山市)	・研究体制を縮小し、研究員を9名から6名とする。 ・研究費についてH21年度から削減	研究体制を縮小・研究費削減	26,291	
<25> 工業技術センター (産労、岡山市、備前市)	・研究費についてH21年度から削減 ・備前陶芸センターは、H21年度末で閉じることとし、それまでに施設の活用策を検討	備前陶芸センターを廃止・研究費削減 ・22年度に改修し、備前市へ貸付予定。	40,814	改修 12,044
<26> 南部健康づくりセンター (保福、岡山市)	運営方法等はH21年度末までに抜本的な見直しを行う	運営方法の見直し	100,000	

※これまでの行革効果

・52施設の見直し

・行革効果額 単年度で840,925千円(行革大綱の目標 9億円)

(参考)

譲渡のための改修費	1,383,707千円
廃止による撤去費	123,015千円

【参考】

22年度に見直しを行う4施設／施設名:方針(効果額)

- (1) 県立児童会館 : H22年度末までに閉じることとし、子育て支援施策全体の中で取扱を検討。併設の児童遊園地は、当面存続 (効果額 30,543千円)
- (2) 県立玉島学園 : 入所児童の処遇に配慮し、H22年度末までに公募により社会福祉法人へ譲渡 (効果額 8,007千円)
- (3) 県立津島児童学院 : 同上 (効果額 9,429千円)
- (4) 岡山テルサ : H22年度末までに閉じることとし、公募により民間譲渡 (効果額 20,505千円)

存続施設の状況(84施設)

所属局	施設名	運営方法	現 状		管理運営費の主な増減 ※臨時的経費等を除く (H20/H22対比:100万円単位)	摘 要
			指定期間	H21指定管理料(千円)		
企画振興部	おかやま旧日銀ホール	指定管理	H20.4.1 ~H25.3.31	27,558		
	吉備高原都市センター区 広場	指定管理	H19.4.1 ~H22.3.31	8,794		次期指定管理 H22.4.1~H25.3.31
	笠岡陸上競技場	指定管理	H17.4.1 ~H22.3.31	0		次期指定管理 H22.4.1~H27.3.31
	岡山国際交流センター	指定管理	H21.4.1 ~H24.3.31	47,468	指定管理料等の減(▲6百万円)	
	岡南飛行場	直 営	—	—		
	岡山空港	直 営	—	—	維持管理費等の減(▲10百万円)	
生活環境部	ボランティア・NPO活動支 援センター	指定管理	H20.4.1 ~H23.3.31	28,780		H22指定替え予定
	犬養木堂記念館	指定管理	H21.4.1 ~H24.3.31	29,560	指定管理料等の減(▲4百万円)	
	岡崎嘉平太記念館	指定管理	H21.4.1 ~H24.3.31	23,658	指定管理料等の減(▲3百万円)	
	天神山文化プラザ	指定管理	H20.4.1 ~H23.3.31	64,784	指定管理料等の減(▲2百万円)	H22指定替え予定
	県立美術館	指定管理 (一部)	H19.4.1 ~H22.3.31	71,000	指定管理料等の減(▲10百万円)	次期指定管理 H22.4.1~H25.3.31
	岡山武道館	指定管理	H21.4.1 ~H24.3.31	7,498		
	津山総合体育館	指定管理	H21.4.1 ~H24.3.31	0		
	津山東体育館	指定管理	H21.4.1 ~H24.3.31	0		
	美作ラグビー・サッカー場	指定管理	H21.4.1 ~H24.3.31	19,993	指定管理料の減(▲2百万円)	
	備前テニスセンター	指定管理	H21.4.1 ~H24.3.31	0		
	津山陸上競技場	指定管理	H21.4.1 ~H24.3.31	0		
	自然保護センター	指定管理	H19.4.1 ~H22.3.31	113,759	指定管理料の減(▲13百万円)	次期指定管理 H22.4.1~H27.3.31
	環境保健センター	直 営	—	—	事務費の減(▲5百万円)	
保健福祉部	視覚障害者センター	指定管理	H21.4.1 ~H26.3.31	29,064	指定管理料の減(▲2百万円)	
	健康の森学園授産施設	指定管理	H21.4.1 ~H26.3.31	5,932	指定管理料の減(▲8百万円)	
	聴覚障害者センター	指定管理	H21.4.1 ~H26.3.31	21,163		
	総合福祉・ボランティア・ NPO会館	直 営	—	—		
	精神保健福祉センター	直 営	—	—		
	県立成徳学校	直 営	—	—		

所属 部局	施設名	運営方法	現 状		管理運営費の主な増減 ※臨時的経費等を除く (H20/H22対比: 100万円単位)	摘 要
			指定期間	H21指定管 理料(千円)		
産 業 労 働 部	総合展示場コンベックス岡山	指定管理	H21. 4. 1 ~H26.3.31	0		
	テクノサポート岡山	指定管理	H21. 4. 1 ~H24.3.31	2,980	指定管理料の減(▲3百万円)	
	リサーチパークインキュベーションセンター	指定管理	H18. 4. 1 ~H30.3.31	84,947		
	県立職業能力開発校 (南部、北部、北部美作校)	直 営	—	—	維持管理費等の減(▲9百万円)	
農 林 水 産 部	県立青少年農林文化センター三徳園	指定管理	H21. 4. 1 ~H24.3.31	26,450	指定管理料の減(▲3百万円)	
	県立森林公園	指定管理	H21. 4. 1 ~H24.3.31	25,706	指定管理料の減(▲3百万円)	
	県営と畜場・県営食肉地方卸売市場	直 営	—	—		
	漁港施設(14漁港)	直 営	—	—	維持管理費の減(▲18百万円)	
	小型船舶係留施設(漁港分)	直 営	—	—		
土 木 部	岡山港(福島・高島地区)	指定管理 (一部)	H20. 4. 1 ~H23.3.31	0		H22指定替え予定
	牛窓ヨットハーバー	指定管理	H21. 4. 1 ~H24.3.31	0		
	総合グラウンド (岡山武道館を除く)	指定管理	H21. 4. 1 ~H24.3.31	291,626	指定管理料等の減(▲68百万円)	
	倉敷スポーツ公園	指定管理	H21. 4. 1 ~H24.3.31	138,208	指定管理料等の減(▲19百万円)	
	県営住宅(36団地)	指定管理	H21. 4. 1 ~H24.3.31	471,503	指定管理料の減(▲88百万円)	
	港湾施設(11港)	直 営	—	—		
	小型船舶係留施設(港湾分)	直 営	—	—		
	後楽園	直 営	—	—		
	水島緑地	直 営	—	—	維持管理費の減(▲2百万円)	
	児島湖流域下水道浄化センター	直 営	—	—		
教 育 庁	渋川青年の家	指定管理	H20. 4. 1 ~H23.3.31	97,240		H22指定替え予定
	青少年教育センター閑谷学校	指定管理	H20. 4. 1 ~H23.3.31	83,513		H22指定替え予定
	特別史跡旧閑谷学校	指定管理	H21. 4. 1 ~H24.3.31	5,030		
	県立博物館	指定管理 (一部)	H19. 4. 1 ~H22.3.31	25,912		次期指定管理 H22. 4.1~H25.3.31
	生涯学習センター	指定管理 (一部)	H19. 4. 1 ~H22.3.31	22,485	指定管理料の減(▲1百万円)	次期指定管理 H22.4.1~H25.3.31
	県立図書館	指定管理 (一部)	H19. 4. 1 ~H22.3.31	65,156	指定管理料の減(▲7百万円)	次期指定管理 H22.4.1~H25.3.31

審議会等の設置及び運営等について

県が設置する審議会については、平成18年1月に定めた「審議会の見直し方針」に基づき、平成22年4月までに審議会の概ね2割の廃止・統合に取り組むとともに、委員数の見直しなど運営の効率化等に取り組んできたところである。

今般、その取組状況を取りまとめたところであり、これを踏まえ、別添のとおり「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を策定し、引き続き、審議会等の適正な運営等に取り組むこととする。

○取組実績

これまでの取組の主なものは、次のとおりである。

見直し内容	取組実績		
	項目	17年度	21年度
審議会の削減 〔目標：147審議会の2割削減 (▲30)〕	審議会数	147	101
委員数の見直し 〔指標：審議会の委員数を15人以内〕	指標を超えている審議会数	39	28
女性委員の登用 〔指標：女性比率を40%以上〕	女性登用率	24.9	32.7
長期就任の見直し 〔指標：委員任期を10年以内〕	指標を超えている委員数	117	122
行政関係者の就任の制限 〔指標：1審議会あたり2割以内〕	指標を超えている審議会数	53	33
重複就任の見直し 〔指標：1人あたり5審議会以内〕	指標を超えている人数	17	12

※指標については、各年度4月1日現在の実績

○課題

- ・ 審議会の削減目標は達成したが、運営の効率化等の指標には達成できていないものもあることから、引き続き、指標に沿って取り組む必要がある。
- ・ これまでは、附属機関及びそれに類するものを審議会として見直し対象としてきたが、審議会以外にも懇談会等により有識者等から意見を聴取する機会があることから、これらも含めて取組の対象とすることが適当である。
- ・ 情報公開に対する県民等の要請に応えるため、会議の公開基準等を明確にする必要がある。

○今後の取組

上記の課題を踏まえ、次の取組を行う。

1 対象範囲の拡大

これまでの審議会に加え、有識者等から意見を聴取し、県行政に反映させることを主な目的として要綱等に基づき設置された協議会、懇談会等を対象に加える。(対象会議数：約100審議会 → 約200審議会等)

2 効果的で効率的な運営

審議会等の運営を効果的、効率的に行うため、①委員数の見直し、②女性委員の積極的な登用、③長期就任の見直し、④行政関係者の就任制限、⑤重複就任の見直し等について継続して取り組む。

3 公開基準等の明確化

ア) 公開基準

- ・ 会議は、法令等により非公開とされている場合を除き公開する。
ただし、以下に該当するものは、公開しないことができる。
 - i) 岡山県行政情報公開条例に掲げる非開示情報等に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - ii) 公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

イ) 公開又は非公開の決定

- ・ 会議の公開又は非公開は、審議会等において決定

ウ) 公開の方法

- ・ 定員を定め、会議の傍聴希望者に傍聴を認めることにより実施

エ) 会議の開催周知

- ・ 開催日の1週間前までに、開催日時・場所等を県のHPに掲載

オ) 会議資料及び会議録の公開

- ・ 公開した審議会等の会議資料及び会議録を県のHPに掲載

上記の取組をまとめた、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を策定し、平成22年4月1日から施行する。これにより、「審議会の見直し方針」は廃止する。

審議会等の設置及び運営等に関する指針

1 趣旨

この指針は、審議会等の適正な設置及び運営等に関し、必要な事項を定める。

2 審議会等の定義

審議会等とは、法律又は条例に基づき設置された附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項）及び有識者等から意見を聴取し、県行政に反映させることを主な目的として、要綱等に基づき設置した協議会、懇談会等をいう。

ただし、要綱等に基づき設置した協議会、懇談会等のうち、行政機関などの関係団体等との連絡調整・啓発等を主たる内容としたものは除外する。

3 設置等

(1) 新設

新たな審議会等の設置は、類似又は関連する既存の審議会等の活用等による対応を十分検討したうえで、真に必要な場合に限ることとし、新たに設置する場合でも所掌事項をできるだけ広範囲となるようにする。

また、要綱等により審議会等を設置する場合は、次の事項に留意する。

- ・ 目的の達成又は時限の到来等をもって廃止できるよう原則として終期を定めること。
- ・ 法律又は条例に基づく附属機関と誤認されない名称とすること。

なお、新たに設置する場合は、あらかじめ総務部行政改革推進室と協議を行う。

(2) 整理統合等

次のいずれかに該当するものについては、法律に設置義務があるなどの場合を除き、毎年度、法令の改廃の動向や事務内容の変化等を的確に把握するなど検証を行いながら、廃止又は統合を行うなど整理合理化に努める。

- ・ 所期の目的を達したもの
- ・ 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
- ・ 他の行政手段等で対応可能なもの
- ・ 開催回数が少なく、活動が著しく不活発であるか又は実質上休眠状態にあるもの（過去5年間の開催実績の平均が年1回未満のもの又は前年度開催実績がないものは、原則見直しの対象とする。）
- ・ 当該審議会等のほかにも類似の目的を持つ審議会等があり、独立して設置する意義が薄れているもの
- ・ 毎年同時期に1回だけ定例的に開かれるなど、形式的で設置効果が乏しいもの

(3) 名称等の公表

審議会等の事務局を担当する課室の長は、設置している審議会等について、名称、設置根拠、所掌事務等の概要を県のホームページに掲載する。

4 委員の任命

(1) 委員構成等

ア 委員数と年齢構成

審議の活性化を図るとともに、簡素で効率的な審議会等の運営を行うため、委員数は必要最小限となるよう努めることとし、原則として15人以内とする。

また、各年齢層から幅広く意見を聴取することができるよう、適切な年齢構成となるよう努める。

イ 女性委員の積極的な登用

男女双方の意見を広く県政に反映させるため、本県の男女共同参画の促進に関する基本的な計画に掲げる目標値に沿って、女性委員の積極的な登用に努める。

ウ 公募委員の積極的な登用

開かれた県政を推進するため、審議会等の設置目的又は審議等の内容を勘案し、公募委員の登用に努める。

(2) 行政関係者の就任制限

行政が主導する会議運営とならないよう、行政関係職員の委員数は必要最小限とし、審議会当たりの割合は、原則として2割以内とする。

(3) 長期就任の見直し

長期の就任は意思決定の硬直化や委員の高齢化にもつながることから、就任期間を制限することとし、委員任期は再任を含め、原則として10年以内とする。

(4) 重複就任の見直し

重複の就任が増えることは、審議日程の調整に支障を生じ、欠席や代理出席の増加につながることから、委員選任に当たり、多くの審議会等を兼職する委員が出ないよう十分配慮することとし、委員1人当たりの重複就任は、原則として5つ以内とする。

5 運営

審議会等の効果的で効率的な運営を行うため、次の事項に留意する。

- ・ 審議等が形骸化し、行政側からの報告が主になることのないよう活性化を図る。
- ・ 事前に資料を配付するなど、審議等の場において委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対しても意見書の提出を求める等により、審議等の活性化を図る。
- ・ 開催回数は、審議等の内容を勘案のうえ適正なものとし、庁内会議室の活用などにより開催経費の節減を図る。

6 公開等

(1) 公開基準

審議会等における審議等の状況を明らかにし、開かれた県政を進めるため、審議会等の会議は、法令等により非公開とされている場合を除き公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、全部又は一部の会議を公開しないことができる。

- ・ 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）（以下「条例」という。）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議

又は調査等を行う場合

- ・当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(2) 公開又は非公開の決定

審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、6 (1) の公開基準に基づき、審議会等において行う。

なお、審議会等が会議の全部又は一部を公開しないことを決定したときは、その理由を6 (4) の会議の開催周知等で明らかにする。

(3) 公開の方法

審議会等の会議の公開にあたっては、次の事項に留意する。

- ・会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、傍聴を認めることにより行う。
- ・公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- ・会議の傍聴者に会議資料を提供することとし、提供できない場合は審議事項がわかる資料を提供するものとする。
- ・審議会等の長は、会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続き及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(4) 会議の開催周知

審議会等は、会議を開催するにあたっては、開催日の遅くとも1週間前までに、次の事項を県のホームページに掲載し事前に県民に周知するとともに、報道機関に情報を提供するよう努める。ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- ・開催の日時及び場所
- ・議題
- ・公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の場合の理由
- ・傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- ・問い合わせ先

(5) 会議資料及び会議録の公開

公開した審議会等の会議資料及び会議録は、県のホームページに掲載する。

また、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録を公開する。

7 その他

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

審議会の見直し方針

平成18年1月24日策定

1 審議会の定義

岡山県における審議会とは、法律又は条例に基づき設置された附属機関（地方自治法第138条の4第3項）、及び要綱等に基づき設置し、その設置目的、構成員、機能等に照らして、附属機関に類するもので、年度を通じて恒常的に設置されるものをいう。

2 廃止及び統合の検討

次のいずれかに該当するものについては、法律に設置義務があるなどの場合を除き、廃止又は統合を検討し、平成22年4月までに審議会（平成17年4月1日現在147）の概ね2割を削減する。

- (1) 開催回数が少なく、活動が著しく不活発であるか又は実質上休眠状態にあるものについては、原則として廃止する。（過去5年間の開催実績の平均が年1回未満のもの、または、前年度開催実績がないものは、原則見直しの対象とする。）
- (2) 当該審議会のほかにも類似の目的を持つ審議会があり、独立して設置する意義が薄れているものについては、原則として統合又は廃止する。
- (3) 単なる意見聴取又は意見交換の機会となっており、審議の結果を県行政に反映させる方法が明確でないものについては、原則として廃止する。
- (4) 毎年同時期に1回だけ定例的に開かれているものについては、その必要性を再検討し、類似審議会への統合等を図る。

3 運営の見直し

- (1) 審議が形骸化し、行政側からの報告が主になるようなことのないよう審議の活性化を図る。
- (2) 事前に資料を配付するなど、審議の場において委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対しても意見書の提出を求めるなどの方法により、審議の活性化を図る。
- (3) 開かれた県政を推進するため、個人のプライバシーに係るものなど特別な事由がある場合を除き、審議会の審議を公開するものとし、県ホームページに審議会の審議状況及び議事録も公開する。

4 委員の選任の見直し

(1) 委員数の見直し

審議の活性化を図るとともに、簡素で効率的な審議会の運営を行うため、委員数は、必要最小限とするよう努める。

【指標】

委員数は原則として15人以内とし、これを超過するものについては委員改選時に削減を検討する。

(2) 女性委員の積極的な登用

委員の女性比率が低い現状を踏まえて、男女双方の意見を広く県政に反映させるため、審議会への女性委員の登用促進を図る。

【指標】

本県の男女共同参画の促進に関する基本的な計画に掲げる目標値に沿って、委員改選時等に女性委員の積極的な登用に努める。

(3) 公募委員の積極的な登用

開かれた県政の推進を図るため、委員の改選時等に公募委員の登用促進を図る。

(4) 長期就任の見直し

長期就任は意思決定の硬直化や委員の高齢化にもつながることから、就任期間を制限することにより、長期就任を防ぐこととする。

【指標】

原則として、委員の任期は再任を含め10年以内とする。

(5) 年齢構成の見直し

各年齢層から幅広く意見を聴取することができるよう、適切な年齢構成となるよう努める。

(6) 行政関係者の就任の制限

行政が主導する審議会運営にならないようにするため、行政関係職員の委員数は、必要最小限とするよう努める。

【指標】

1審議会当たりの行政関係職員は、原則として全体の2割以内とし、県職員は原則として1人以内とする。

(7) 重複就任の見直し

重複就任が増えることは、審議日程の調整に支障を生じ、一方で欠席や代理出席の増加につながることも考えられることから、委員の選任に当たっては、多くの審議会等を兼職する委員が出ないよう十分配慮する。

【指標】

1人当たりの重複就任は、原則として5審議会以内とし、委員選任時には、他の審議会への就任状況を十分考慮した上で選任を行う。

5 開催経費の節減

審議会の開催は、審議の内容を勘案のうえ適正な開催回数に努めるとともに、庁内会議室の活用や開催時間帯の工夫などにより開催経費の節減を図る。

6 新たな審議会の設置

新たな審議会の設置については、真に必要な場合に限定し、設置に当たっては、設置目的が類似する審議会の設置を防ぎ、審議内容の重複を避けるため、審議会の所掌事項をできるだけ広範囲のものとする。

新たな行政評価制度の基本的な考え方について

行財政構造改革大綱2008に基づき、持続可能な行財政構造を確立し、県民の要請に応える県政を進めていくためには、これまで以上に、県が取り組む事業について、県民等に対し説明責任を果たし、成果をわかりやすく示す必要がある。

このため、以下の基本的な考え方に従い、新たな行政評価制度を構築することとする。

■目指すべき評価制度

I 事業の質を高め、わかりやすい県政を推進するための評価制度

県が実施する事業については、不断の見直しにより質を高め、県民に内容と成果をわかりやすく示し、その理解を得ながら推進することが必要である。

このため、県の政策・施策・事務事業を体系化した上で、それぞれの成果を客観的に示し、県民の視点から検証し、見直しを行うことができる評価制度とする。その際、県民にわかりやすい指標を設定するとともに、県民参加による外部の視点からの評価を実施する。

II 効果的で効率的な事業の実施に資する評価制度

事業の選択と集中を進め、限られた予算と人員のもとでも、効果的で効率的な事業の実施を実現する必要がある。

このため、事業を実施する課室の目標設定を明確にした上で、事業の成果を正確に検証し、事業の今後の必要性を明確に判断することができる評価制度とする。

III 職員の政策形成能力等の向上につながる評価制度

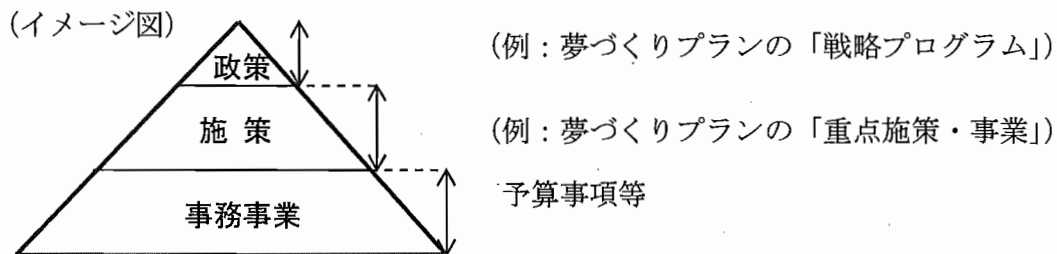
I、IIを着実に進めていくためには、職員は、前例にとらわれることなく、客観的に課題を把握し、県民ニーズに沿った事業を構築する政策形成能力や、事業を県民にわかりやすく説明する能力を養う必要がある。

このため、事業に携わる職員自らが事業の立案から実施、評価までを一貫して行うことでその能力を高めるとともに、県民への説明責任を果たすことができる評価制度とする。

■評価制度の概要

(1) 評価制度の導入に必要な基盤整備

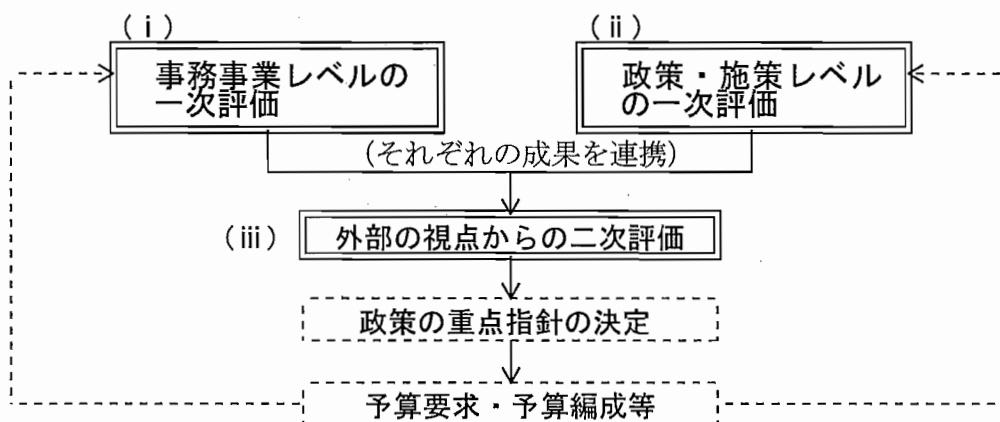
ア) 政策、施策、事務事業をわかりやすく体系化



イ) 課・室の組織目標などを整理

施策や事務事業を推進する基本的な組織である課・室の目標や担当する事業等を整理

(2) 評価の種別



(i) 事務事業レベルの一次評価

- ・ 政策、施策を構成する基礎的な単位である事務事業を対象とする評価
- ・ 事務事業の成果や課題などを直接把握している担当課室長が自ら評価を実施
- ・ 評価に際しては、一覧性・継続性のある評価シートにより、必要性、有効性、効率性などの観点から検証し、事務事業の今後の取り扱い（廃止、縮小、拡大、やり方の見直し等）を具体的に示す。

(ii) 政策・施策レベルの一次評価

- ・ 県の中期行動計画における政策や施策を対象とする評価
- ・ 政策や施策を主管する担当部局長等が評価を実施
- ・ 評価に際しては、事務事業との関連を示した評価シートにより、成果目標の達成状況を検証し、課題や今後の方向性を総合的に示す。

(iii) 外部の視点からの二次評価

- ・評価の客観性や専門性を確保するとともに、県民の意向を適切に反映させるために、公開性を高めつつ外部の視点から行う評価

①事務事業レベル

- ・一次評価を行ったもののうち、一定数の事務事業を抽出し、学識経験者、実務家、県民等からバランスよく構成された評価者により評価

②政策・施策レベル

- ・一次評価に基づき、各界の代表者等により、総合的・大局的な観点から評価

※評価シート、作業手順等の詳細、二次評価の評価者、進め方等については、今後、具体的に検討する。

(3) 評価の時期

<年間スケジュールの目安>

- ～6月 事業の成果等の把握
- 7・8月 事務事業レベルの一次評価の実施
- 8・9月 政策・施策レベルの一次評価の実施
- 10月 外部の視点からの二次評価の実施



(政策の重点指針、予算編成等に反映)

■制度導入にむけた工程

	H 2 2	H 2 3	H 2 4
制 度 構 築	・ 詳細設計		
制度基盤の整備		・ 施策等体系づけ ・ 組織目標の整理	
評 価 実 施		・ 試行 (事務事業レベル)	

■その他

- ・ 23年度までは、現在の夢づくり政策評価を実施する。
- ・ 現行の公共事業評価、大規模施設建設事業評価等は、引き続き実施する。

現在の夢づくりプランをもとにした体系表(イメージ)

政策・施策レベルの評価			事務事業レベルの評価			事務事業レベルの評価実施後に記入					備考				
政策		施策	事務事業			目標 達成 状況	今後の方向性								
基本戦略	戦略プログラム	重点施策・事業	事務事業名	〇〇年 当初予算 (千円)	△△年 当初予算 (千円)		△△年 人工 (人)	廃止	休止	継続		拡大	見直し		
「教育と人づくり の岡山」の創造	青少年 プログラム	少年非行防止 対策の推進	青少年非行防止モデル事業												
			広域補導												
			NPOとの協働による青少年非行防止事業												
			青少年マナーアップ啓発事業												
			“若者人づくり”スキルアップ応援事業												
	男女共同 参画 プログラム	男女の意識改 革の促進	男女共同参画推進センター運営費												
			地域男女共同参画活動団体活性化事業												
			ウィズカレッジ事業												
			総合相談事業費												
			センターPR事業												
			情報コーナー事業												
			年次報告作成事業												
			推進月間普及事業												
	政策・方針決定 過程への女性 の参画促進	地域男女共同参画審議会・ 男女共同参画推進本部の運営													
		ウィズフェスティバル事業													
		表彰事業													
男女共同参画ゼミナール事業															

評 価 の 種 別

事務事業 レベルの 評価	評価方法	一覧性・継続性のある評価シートにより、必要性、有効性、効率性などの観点から検証し、事務事業の今後の取り扱い（廃止、縮小、拡大、やり方の見直し等）を具体的に示す。
	<p>〈 公 開 〉</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 【一 次 評 価】 担当課室長が評価 </div> <div style="text-align: center;"> → (一定数を抽出) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 【二 次 評 価】 外部の視点からの評価 </div> <div style="text-align: center;"> - - - - - </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 部局は評価結果を踏まえて 次年度の予算を要求 </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">※ 学識経験者、実務家、県民等からバランスよく構成された評価者により評価</p>	
政策・施 策レベル の評価	評価方法	事務事業との関連を示した評価シートにより、成果目標の達成状況を検証し、課題や今後の方向性を総合的に示す。
	<p>〈 公 開 〉</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 【一 次 評 価】 担当部局長等が評価 </div> <div style="text-align: center;"> → </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 【二 次 評 価】 外部の視点からの評価 </div> <div style="text-align: center;"> - - - - - </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 評価結果を踏まえて次年度 の政策の重点指針を決定 </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">※ 各界の代表者等により、総合的・大局的な観点から評価</p>	